

特定非営利活動法人たきび 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たきびという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、東京都八王子市散田町三丁目1番地7号クレールMAGOME 1階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主として八王子市内の高齢者を対象とした余生を充実させるための市政の施策に沿った各種のインフラ啓蒙活動及び日常生活の支援活動、並びに協賛する障害者のための就労継続支援法人への継続的な活動協力を、すべて非営利的に行い、高齢者及び障害者の視線から見た生活環境を向上させることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高齢者を対象とするIT関連の支援活動事業
 - ② 高齢者のスマホやパソコン利用を推進するためのソフトウェアの企画事業
 - ③ 障害者のための就労継続支援法人との活動協力事業
 - ④ 高齢者施設における各種イベントの開催事業

- ⑤ 生活環境の保全に関する啓蒙活動事業
~~(2) その他の事業~~
~~特になし~~

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動法人促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して社員として入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人

(2) 準会員

この法人の目的に賛同して非社員として入会し、この法人の活動及び事業に参加する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書又はメール等で代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入する義務を負わない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会したい旨を、文書又はメール等で代表理事に伝えることで、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名

することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を棄損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(会員による任意寄付金の不返還)

第12条 会員が任意で納入した寄付金については、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号の一に該当するものは、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事及び副代表理事は、この法人の代表権を有する。

2 代表理事は、この法人の業務を総理する。

3 副代表理事及びその他の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会の議決を経て定めた順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ

を総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決権は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同

意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 議会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 資産の管理の方法
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表権を有する理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決権は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、議会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数にかかるものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	浅井 一裕
副代表理事	豊倉 信一
理事	小室 裕美
監事	若林 修
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	0円	準会員（個人・団体）	0円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	0円	準会員（個人・団体）	0円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 たきび

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏 名		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	☒ 理事 ☐ 監事	アサイ カズヒロ		有 ☐ 無 ☒	代表理事
		浅井 一裕			
2	☒ 理事 ☐ 監事	トヨクラ シンイチ		有 ☐ 無 ☒	副代表理事
		豊倉 信一			
3	☒ 理事 ☐ 監事	コムロ ヒロミ		有 ☐ 無 ☒	理事
		小室 裕美			
4	理事 ☒ 監事	ワカバヤシ オサム		有 ☐ 無 ☒	監事
		若林 修			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人たきび

1 事業実施の方針

初年度は、法人のボランティア活動内容が十分に伝わる内容のホームページやパンフレットを作成して、受益対象となる会員ならびに寄付の提供者を募っていくことを主眼とする。

令和8年3月までの間に、「いまいる八王子」アプリの企画書とプレゼンテーション動画を完成させて、八王子市役所に対してプレゼンテーションを行い助力協賛等を申し込む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【660.0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
高齢者を対象とするIT関連の支援活動事業	パンフレットおよびホームページを介して支援対象者を募る	毎月2～4回程度の実践活動	八王子市内	2～4人	八王子市内在住の高齢者	20～40人/年	120.0
高齢者のスマホやパソコン利用を推進するためのソフトウェア企画事業	八王子市の協賛を得るためのプレゼンテーションを実施する	令和8年3月まで	八王子市内	1～3人	八王子市内在住の高齢者	5,000～10,000人	300.0
障害者のための就労継続支援法人との活動協力事業	就労継続支援法人との活動連携	毎月1～2回程度の実践活動	事務所ほか	2～4人	身体・心的障害者	30～60人/年	120.0
高齢者施設における各種イベントの開催事業	初年度の予定なし	初年度の予定なし	事務所ほか	0人	デイサービス利用の高齢者	30～50人	—
生活環境の保全に関する啓蒙活動事業	廃油処理を必要とする事業所等を訪問してエコ洗剤のパンフレットを配布し、必要に応じて説明セミナーを開催する	毎月2～4回程度の実践活動	八王子市内	2～4人	八王子市民	不定	120.0

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人たきび

1 事業実施の方針

ホームページやパンフレットを更新して、受益対象となる会員ならびに寄付の提供者を募っていくことを継続していく。

初年度に「いまいる八王子」アプリの企画について八王子市の協力を得られた場合には補助金の給付を前提として、本格的な開発計画を推進していく。

また会員の増加を前提にして、高齢福祉施設における各種イベントの開催事業にも着手していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,380.0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
高齢者を対象とするIT関連の支援活動事業	パンフレットおよびホームページを介して支援対象者を募る	毎月 2～4 回程度の実践活動	八王子市内	2～4 人	八王子市内在住の高齢者	20～40 人/年	120.0
高齢者のスマホやパソコン利用を推進するためのソフトウェア企画事業	補助金給付を前提にした本番システムの開発	令和9年3月まで	八王子市内	4～5 人	八王子市内在住の高齢者	5,000～10,000 人	920.0
障害者のための就労継続支援法人との活動協力事業	就労継続支援法人との活動連携	毎月 1～2 回程度の実践活動	事務所ほか	2～4 人	身体・心的障害者	30～60 人/年	120.0
高齢者施設における各種イベントの開催事業	会員の増員を前提としたイベントの実施	当年度内に2～4 回程度	事務所ほか	2～4 人	デイサービス利用の高齢者	30～50 人	100.0
生活環境の保全に関する啓蒙活動事業	廃油処理を必要とする事業所等を訪問してエコ洗剤のパンフレットを配布し、必要に応じて説明セミナーを開催する	毎月 2～4 回程度の実践活動	八王子市内	2～4 人	八王子市民	不定	120.0

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 たきび

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0	0	0
準会員受取会費	0	0	0
2 受取寄附金			890,000
受取寄附金	890,000	890,000	890,000
施設等受入評価益	0	0	0
3 受取助成金等			0
受取補助金	0	0	0
4 事業収益			360,000
高齢者を対象とするIT関連の支援活動事業収益	0	0	0
高齢者のスマホやパソコン利用を推進するためのソフトウェア企画事業収益	0	0	0
障害者のための就労継続支援法人との活動協力事業収益	240,000	240,000	240,000
高齢者施設における各種イベントの開催事業収益	0	0	0
生活環境の保全に関する啓蒙活動事業収益	120,000	120,000	120,000
5 その他の収益			0
受取利息	0	0	0
経 常 収 益 計			1,250,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			300,000
給料手当	300,000	300,000	300,000
役員報酬	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
(2) その他経費			360,000
会議費	50,000	50,000	50,000
旅費交通費	10,000	10,000	10,000
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
印刷製本費	100,000	100,000	100,000
システム外注費	200,000	200,000	200,000
事業費計			660,000
2 管理費			
(1) 人件費			50,000
役員報酬	0	0	0
給料手当	50,000	50,000	50,000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
(2) その他経費			470,000
消耗品費	80,000	80,000	80,000
水道光熱費	0	0	0
通信運搬費	35,000	35,000	35,000
地代家賃	240,000	240,000	240,000
旅費交通費	35,000	35,000	35,000
減価償却費	0	0	0
ホームページ維持費	80,000	80,000	80,000
管理費計			520,000
経 常 費 用 計			1,180,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			70,000
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①＋②・・・③			70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④＋⑤			0

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 たきび

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0	0	
準会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			1,510,000
受取寄附金	1,510,000	1,510,000	
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			0
受取補助金	0	0	
4 事業収益			460,000
高齢者を対象とするIT関連の支援活動事業収益	0	0	
高齢者のスマホやパソコン利用を推進するためのソフトウェア企画事業収益	0	0	
障害者のための就労継続支援法人との活動協力事業収益	240,000	240,000	
高齢者施設における各種イベントの開催事業収益	100,000	100,000	
生活環境の保全に関する啓蒙活動事業収益	120,000	120,000	
5 その他の収益			0
受取利息	0	0	
経常収益計			1,970,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		600,000	600,000
給料手当	600,000	600,000	
役員報酬	0	0	
退職給付費用	0	0	
福利厚生費	0	0	
(2) その他経費		780,000	780,000
会議費	50,000	50,000	
旅費交通費	30,000	30,000	
施設等評価費用	0	0	
減価償却費	0	0	
印刷製本費	200,000	200,000	
システム外注費	500,000	500,000	
事業費計			1,380,000
2 管理費			
(1) 人件費		50,000	50,000
役員報酬	0	0	
給料手当	50,000	50,000	
退職給付費用	0	0	
福利厚生費	0	0	
(2) その他経費		470,000	470,000
消耗品費	80,000	80,000	
水道光熱費	0	0	
通信運搬費	35,000	35,000	
地代家賃	240,000	240,000	
旅費交通費	35,000	35,000	
減価償却費	0	0	
ホームページ維持費	80,000	80,000	
管理費計			520,000
経常費用計			1,900,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			70,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			0

特定非営利活動法人たきび 設立趣旨書

1 趣 旨

現在の日本は、世界トップレベルの「超高齢社会」を迎えおり、平均寿命も急激に伸びていることから、高齢者一人ひとりが長い老後を社会とかかわりながら活動的に生活できるようにするための施策が求められています。

その一方で、情報ネットサービス等が急速に普及し、今ではインターネットは生活に不可欠なインフラの一つとなりました。

また、国や地方自治体などの情報伝達や各種申請など行政サービスも、手続きの簡素化と経費節減効果を期待してインターネット利用を主流とする動きとなっていますが、高齢者のインターネット利用の頻度は、極めて低いのが現状です。

このような生活環境の中で、高齢者に対してインターネット端末、特にスマートフォンの活用を支援し、高齢者がスマートフォンを活用する機会を増やしていくことは、高齢者の積極的な社会参加を促すための重要な施策となります。

高齢者がスマートフォンの活用には消極的な原因として、主に次の3つが考えられます。

- 1) 現行のパソコンやスマートフォンは個人用情報機器として非常に高機能になっている反面、その分操作性が複雑になっているため、一般的な高齢者とその恩恵を受けることが難しくなっている。
- 2) 高齢者の能力や感覚になじむアプリケーションが非常に少ないため、電話機能以外の機能を利用する意欲の向上につながりにくい。
- 3) 近年では特に高齢者をターゲットにした非常に巧妙な詐欺が多発しており、それらの事象も高齢者に情報ネットサービス等に対する漠然とした抵抗感を与えている。

ただその反面、主に家族等の意向によって、高齢者がスマートフォン本体を所有している割合は意外と高く、令和6年現在で、60歳代では90%以上、70歳代でも75%以上というデータもあり、機会があれば「電話以外のことにも使いたい」という高齢者の潜在的な欲求は高いと思われます。

以上のことから、以下の施策を立案し実施していくことが肝要であると考え、その実現に向けて活動していくことを強く決心しました。

- 1) 高齢者でも単純な操作で簡単にインターネットにアクセスできるスマートフォン専用のアプリを提供する。
- 2) インターネット上の複雑な情報を整理した高齢者専用のウェブサイトの中継し、高齢者に必要な情報を簡潔に理解しやすい内容で提供する。
- 3) 高齢者を狙った各種の詐欺や悪質業者についての情報を共有し、その対策方法を解説し、各種トラブルを解決するためのアドバイスを無償で実施する。
- 4) 高齢者の視野に立ったインターネット上の有益な情報を紹介していき、高齢者なりに情報社会への興味を高めて、関わりを持つ意欲の向上を図る。

2 申請に至るまでの経過

当法人の発起人は、かつて八王子市シルバー人材センターのパソコン班に属しており、受託活動として、高齢者の各種IT関連サポートや、八王子市の高齢者IT施策推進活動に協力する活動を行ってきました。それらの活動を通じて、前述した施策の重要性を日々追うごとに強く感じるようになりました。

しかし、八王子市シルバー人材センターは公益法人であるため、受託活動以外の行動については、規約を逸脱すると判断され、本趣旨の提案は認められませんでした。

そこで発起人は、八王子シルバー人材センターを退会して、あくまで任意団体活動として、ごく少数のメンバーで本趣旨の内容に沿うボランティア活動を行ってきました。

〈任意団体としてのこれまでのボランティア活動実績〉

- ① 八王子市在住の高齢者向け情報検索スマホアプリの企画立案
- ② 高齢者に対するIT関連の無料相談及びサポート
- ③ 高齢者を対象として悪質なIT商法への注意喚起と対策指導
- ④ 八王子市の下水環境を改善するエコ洗剤の紹介（非売品）活動
- ⑤ 公益法人八王子市シルバー人材センターへの斡旋紹介活動

さらに、本趣旨内容の活動を継続維持していくためには、任意団体を超えて、特定非営利活動法人として活動していく必要があると判断したため、本趣旨に同調してくれる社員を募り、さらに総会によって法人化を全員で決議した上で特定非営利活動法人の設立申請手続きを開始するに至りました。

3. その他の活動方針

当法人は、基本的に福祉活動を骨子とするボランティア団体ですが、将来的に活動を維持していくために必要と判断した場合、あくまで非営利活動の方針を逸脱しない範囲での有料コンテンツの企画運用も視野に入れて企画運営していく所存です。

令和 6年 12月 18日

特定非営利活動法人たきび 設立代表者

氏名 浅井 一裕